

(3) 世界一の高齢社会をむかえて……高齢者の人権

2008(平成20)年の国勢調査によると日本の総人口に65歳以上の人口が占める割合(高齢化率)は22.1%で、調査開始以降の最高値となっています。これは日本が世界に類を見ない「超高齢社会」へ向かって進んでいることを示しています。

政府は1995(平成7)年「高齢社会対策基本法」を施行すると共に、2001(平成13)年には、高齢者の社会参加や地域社会との共生をめざす「高齢社会対策大綱」をつくり、様々な取組を行ってきました。

この大綱で示されている課題としては、まず「雇用・就業環境の整備」があげられています。これについては、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の改正が行われ、定年制度などの対象年齢を2006(平成18)年4月から段階的に引き上げ、2013(平成25)年4月以降は原則65歳とすることになりました。

また、健康・福祉の面では、「生涯にわたる健康づくりの推進」を掲げています。

誰であれ、年齢を重ねれば、身体面や精神面で衰えが生じることは避けられません。しかし、私たちは、こうした高齢者を、疎外したり、蔑視したりしてはいないでしょうか。こうした高齢者の尊厳を軽視する考え方や態度は、現在社会問題になっている高齢者虐待にもつながりかねないのです。

高齢者に対する虐待には、「身体的虐待」、「介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)」、「心理的虐待」、「性的虐待」に加えて、本人の承諾なしに年金や預貯金を引き出したりする「経済的虐待」も見られ

るのが特徴です。

高齢者に対する虐待が深刻な社会問題になってきたため、虐待防止と高齢者を介護する家族の負担軽減を目的に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が成立し、2006(平成18)年4月から施行されました。

また、近年は高齢者の判断力の低下を悪用した「詐欺商法」や「振り込め詐欺」等も横行し、大きな社会問題となっています。

加齢に伴う様々な衰えを正しく理解し、高齢者が笑顔あふれる毎日を過ごせるようなやさしい社会の実現に向かってみんなで協力することが求められています。

